

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

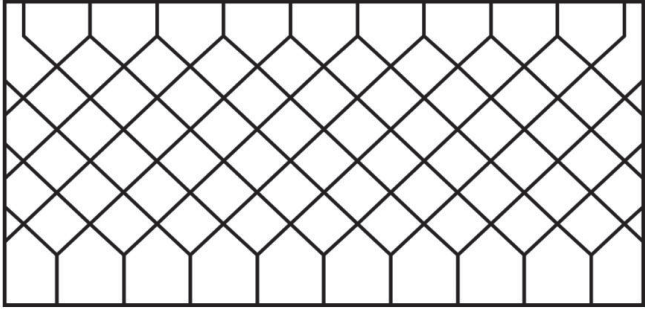
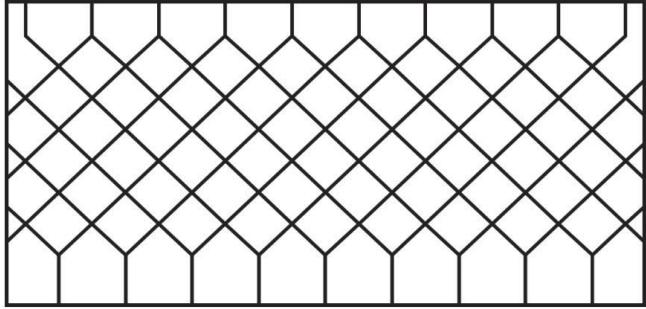
「北海道建設部土木工事共通仕様書（平成28年10月版）」を一部改定し、平成29年4月1日以降に請負契約を締結した工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	頁 (H26.10版の頁数)
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>第3節 共通の工種 1-3-3-13 道路付属物工</p> <p>6. 受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>7. 受注者は、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置、防雪柵、大型スノーボールの新設又は更新時には、ボルト部の緩みが目視でも簡易に把握できるよう、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング (以下「合いマーク」という。) を施工しなければならない。</u></p> <p><u>なお、「合いマーク」の施工にあたっては、附属物 (標識、照明施設等) 定期点検要領 (北海道建設部建設政策局維持管理防災課) 付録「合いマークの施工」を参考とし、詳細については、工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>第3節 共通の工種 1-3-3-13 道路付属物工</p> <p>6. 受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p style="text-align: right;">I-164</p> <p>■附属物の支柱や取付部等の点検を行う場合に、ボルト部の緩みが目視でも簡易に把握できるよう、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング (以下「合いマーク」という。) で確認することが定期点検要領で定められたため、附属物の新設又は更新時において、「合いマーク」を施工することについて追記する。</p> <p style="text-align: right;">I-164-1</p> <p>■合いマーク施工概念図の追記</p>
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;"><u>図3-2 合いマーク施工概念図</u></p>	<div style="border: 1px solid red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 2em; color: red; margin: 0;">追 加</p> </div>	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	頁 (H26.10版の頁数)
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>第5節 石・ブロック積 (張) 工 1-3-5-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、石・ブロック積 (張) 工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積 (張) 工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、石・ブロック積 (張) 工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石・ブロック積 (張) 工の施工に当たっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積 (張) 工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積 (張) 工の施工に当たり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3-3 谷積</p> <p>6. 受注者は、裏込めに割栗石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第3章 一般施工</p> <p>第5節 石・ブロック積 (張) 工 1-3-5-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、石・ブロック積 (張) 工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積 (張) 工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、石・ブロック積 (張) 工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石・ブロック積 (張) 工の施工に当たっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積 (張) 工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積 (張) 工の施工に当たり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3-2 谷積</p> <p>6. 受注者は、裏込めに割栗石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。</p>	<p>I-203</p> <p>■図の追加による番号の変更</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	頁 (H26.10版の頁数)
<p>I 土木工事共通仕様書 (本文)</p> <p>第5編 道路編 第12章 道路維持</p> <p>第4節 舗装補修工 5-12-4-4 アスファルト舗装補修工</p> <p>12. 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気ですき飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。</p> <p>13. <u>受注者は、クラック抑制シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。</u></p> <p>14. 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5-12-4-5 グルーピング工</p> <p>1. 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピングの計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。また、溝厚・溝幅に変更のある場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、グルーピングの施工に先立って、施工面の有害物を除去しなければならない。</p> <p>3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グルーピングの施工に当たり、施工面に異常を発見したときは、施工前に工事監督員と協議しなければならない。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>5. <u>受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>第5節 道路付属物復旧工</p>	<p>第5編 道路編 第12章 道路維持</p> <p>第4節 舗装補修工 5-12-4-4 アスファルト舗装補修工</p> <p>12. 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気ですき飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>13. 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5-12-4-5 グルーピング工</p> <p>1. 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピングの計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。また、溝厚・溝幅に変更のある場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、グルーピングの施工に先立って、施工面の有害物を除去しなければならない。</p> <p>3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。</p> <p>4. 受注者は、グルーピングの施工に当たり、施工面に異常を発見したときは、施工前に工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. <u>受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>第5節 道路付属物復旧工</p>	<p style="text-align: center;">I-666</p> <p>■アスファルト舗装補修工におけるリフレクションクラックを抑制するシートの重ね幅について追記。</p> <p style="text-align: center;">I-666</p> <p>■掲載ページの変更</p> <p style="text-align: center;">I-667</p> <p>■掲載ページの変更</p>

5. 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。
6. 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるように溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
7. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
8. 受注者は、区画線の消去については、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

1 - 3 - 3 - 13 道路付属物工

1. 受注者は、視線誘導標の施工に当たって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
2. 受注者は、視線誘導標の施工に当たって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。
また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、視線誘導標の施工に当たって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
4. 受注者は、視線誘導標の施工に当たり、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に設置する場合において、設計図書に定められた位置に支障がある場合、又は位置が明示されていない場合は、工事監督員と協議して定めなければならない。
5. 受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、工事監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、工事監督員と協議しなければならない。
7. 受注者は、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置、防雪柵、大型スノーポールの新設又は更新時には、ボルト部の緩みが目視でも簡易に把握できるよう、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（以下「合いマーク」という。）を施工しなければならない。

なお、「合いマーク」の施工にあたっては、附属物（標識、照明施設等）定期点検要領（北海道建設部建設政策局維持管理防災課）付録「合いマークの施工」を参考とし、詳細については、工事監督員と協議しなければならない。

平成29年4月1日以降の入札より適用（一部改定）

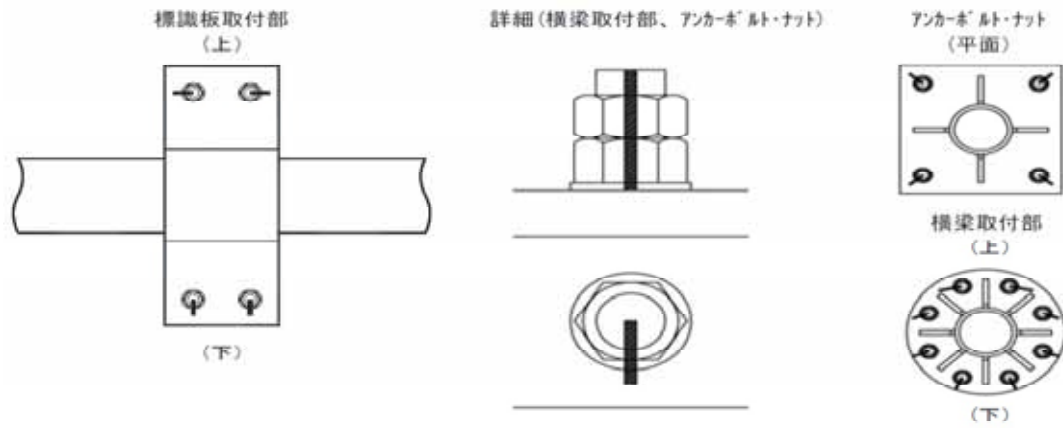


図3 - 2 合いマーク施工概念図

第5節 石・ブロック積（張）工

1-3-5-1 一般事項

1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。
3. 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に当たっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。
4. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

5. 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工に当たり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。

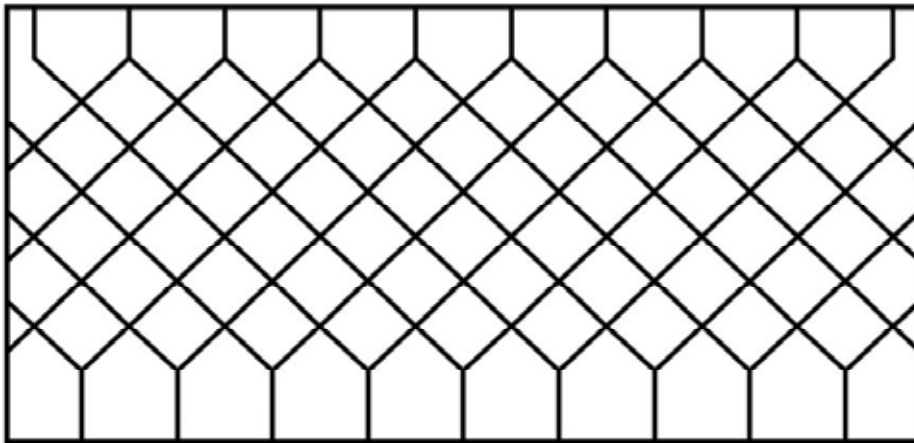


図3-3 谷積

6. 受注者は、裏込めに割栗石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。
7. 受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。
8. 受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工に当たっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。
9. 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工に当たっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

1-3-5-2 作業土工

作業土工の施工については、1-3-3-3 作業土工 の規定によるものとする。

7. 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。
なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。
8. 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、工事監督員と協議することとする。
なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。
9. 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を工事監督員に報告しなければならない。
10. 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これによりがたい場合は、施工前に工事監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。
12. 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。
13. 受注者は、クラック抑制シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。
14. 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

5 - 12 - 4 - 5 グルーピング工

1. 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピングの計画図面を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。また、溝厚・溝幅に変更のある場合は、工事監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、グルーピングの施工に先立って、施工面の有害物を除去しなければならない。
3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。
4. 受注者は、グルーピングの施工に当たり、施工面に異常を発見したときは、施工前に工事監督員と協議しなければならない。

5. 受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、工事監督員と協議しなければならない。

第5節 道路付属物復旧工

5 - 12 - 5 - 1 一般事項

1. 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
3. 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、5 - 12 - 12 - 2 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

5 - 12 - 5 - 2 材 料

受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書又は工事監督員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。

5 - 12 - 5 - 3 付属物復旧工

1. 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を工事監督員に報告しなければならない。
2. ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、1 - 3 - 3 - 11 路側防護柵工の規定によるものとする。
3. 転落（横断）防止柵復旧の施工については、1 - 3 - 3 - 10 防止柵工の規定によるものとする。
4. 小型標識復旧の施工については、1 - 3 - 3 - 9 小型標識工の規定によるものとする。
5. 受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。
6. 視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、1 - 3 - 3 - 13 道路付属物工の規定によるものとする。